



### この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



### 調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員がお伺いしておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらうことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

## 調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

事業所の皆さまへ

～集まれば大きな力に統計調査～

# 毎勤だより

## 毎月勤労統計調査 特別調査

### 毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1~4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

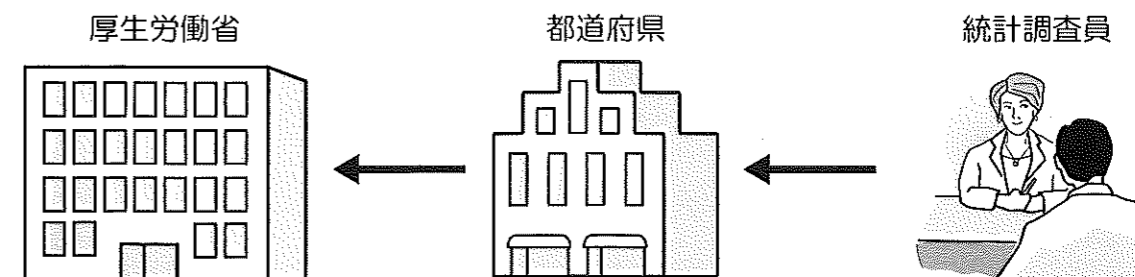
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

### 調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

### 調査の流れ



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7631,7605

(調査の企画に関すること) 内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

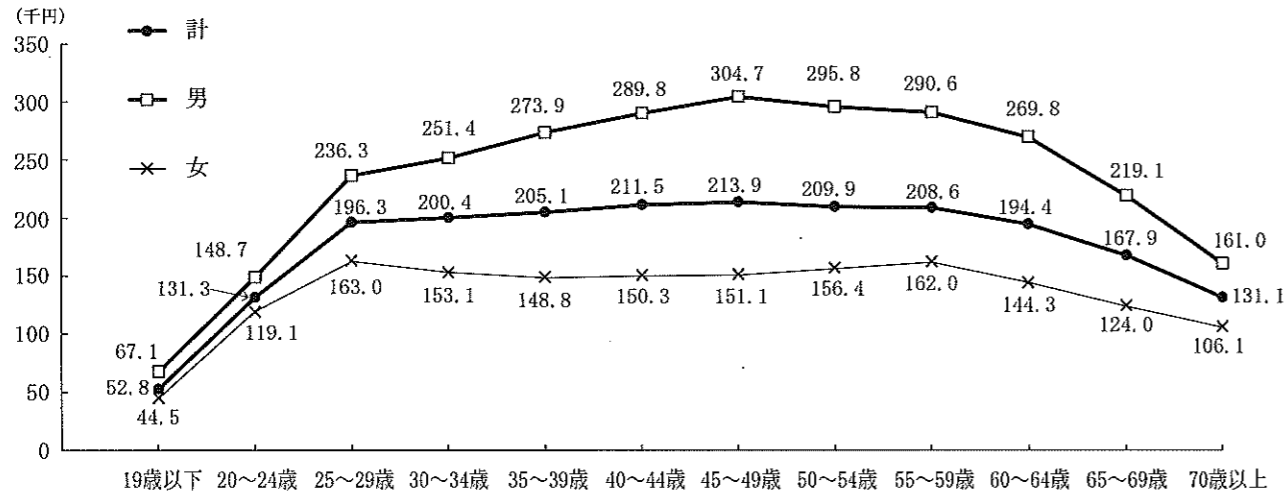
トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

# 令和4年毎月勤労統計調査特別調査の結果から

## ◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和4年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



## ◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 <sup>1)</sup>	特別に支払われた現金給与額 <sup>2)</sup>	出勤日数 <sup>1)</sup>	通常日1日の実労働時間 <sup>1)</sup>	勤続年数 <sup>3)</sup>	短時間労働者の割合 <sup>3)</sup>
	円	円	日	時間	年	%
平成24年	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	19.8	6.9	12.0	30.9
2	-	-	-	-	-	-
3	199,902	253,157	19.3	6.8	12.6	31.3
4	203,079	258,268	19.2	6.8	12.8	31.3

注：1) 各年7月の数値である。  
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。  
 3) 各年7月末日現在の数値である。  
 4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

## ◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間 (令和4年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する現金給与額	出勤日数	通常日1日の実労働時間
	円	日	時間
全 国	203,079	19.2	6.8
北 海 道	207,208	20.2	6.9
青 森 県	207,372	20.5	7.3
岩 手 県	185,320	20.0	6.8
宮 城 県	203,949	19.3	6.9
秋 田 県	188,338	20.1	6.9
山 形 県	181,148	20.2	7.0
福 島 県	207,376	20.6	7.2
茨 城 県	202,153	19.7	7.0
栃 木 県	199,559	19.4	6.8
群 馬 県	195,051	19.1	6.8
埼 玉 県	213,610	19.1	6.7
千 葉 県	206,778	18.3	6.5
東 京 都	236,076	18.3	7.0
神 奈 川 県	222,162	18.4	6.8
新 潟 県	200,345	20.3	6.9
富 山 県	197,959	19.9	6.8
石 川 県	192,719	19.4	6.9
福 井 県	194,764	19.9	7.0
山 梨 県	195,716	19.3	6.9
長 野 県	198,035	19.5	7.0
岐 阜 県	185,746	19.3	6.6
静 岡 県	213,981	19.4	7.0
愛 知 県	211,626	18.7	6.7
三 重 県	188,801	18.8	6.8
滋 賀 県	187,593	18.5	6.7
京 都 府	187,479	18.8	6.5
大 阪 府	213,166	18.6	6.8
兵 庫 県	181,944	18.5	6.6
奈 良 県	181,828	18.0	6.8
和 歌 山 県	187,006	19.5	6.6
鳥 取 県	186,640	19.6	6.9
島 根 県	182,126	19.1	7.0
岡 山 県	195,775	19.2	6.8
広 島 県	202,346	19.2	6.8
山 口 県	182,214	19.2	6.6
徳 島 県	202,745	19.7	6.9
香 川 県	209,372	20.0	7.0
愛 媛 県	188,999	20.4	6.8
高 知 県	168,886	19.3	6.7
福 岡 県	214,662	19.6	7.1
佐 賀 県	183,222	19.9	6.8
長 崎 県	175,660	20.6	6.8
熊 本 県	186,536	20.1	6.8
大 分 県	183,554	20.1	6.9
宮 崎 県	186,381	19.8	6.9
鹿 児 島 県	186,851	19.8	6.9
沖 縄 県	172,020	19.9	7.0

注：令和4年7月末日の数値である。